

平成25年分

（平成 年 月 日開催分）

収 支 報 告 書

（フリガナ）

1 政治団体の名称

〒 560-0021

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

にっぽんいしんのかいしゅうぎいんおおさかふだいはちせんきよくしふ

日本維新の会衆議院大阪府第8選挙区支部

大阪府豊中市本町1丁目5-8 高山第一ビル302号

木下 智彦

藤田 浩史

事務担当者の氏名

藤田 浩史

(電話) 06-6857-1125

(電話)

資金管理団体の指定の有無

☐ 有☒ 無

(選挙区)

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の
利用した者の氏名

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☒ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☐ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 木下・智彦

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員 団体区分	解散年月日	告示用コード
	2PJ0014	H25		H260528		H	005610



(その2)

収 入 総 額	十 億	百 万	千	円
(前 年 からの 繰 越 額)				0
(本 年 の 収 入 額)				0
支 出 総 額				0
翌 年 へ の 繰 越 額				0

[illegible][illegible]

(その4)

(4) 借 入 金													
借 入 先			金 額										備 考
木下智彦			十億		百万	1	0	0	0	0	0	円	25・1・7
こ の 頁 の 小 計						1	0	0	0	0	0	0	
合 計						1	0	0	0	0	0	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入														
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額										年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考	
			十億			百万			千		円			
日本維新の会 本部						3	0	0	0	0	0	25-5-31	大阪市中央区島之内1-17-16	本部事務所
〃						3	0	0	0	0	0	25-7-25	〃	
〃						3	0	0	0	0	0	25-10-25	〃	
〃						3	0	0	0	0	0	25-12-25	〃	
こ の 頁 の 小 計						1	2	0	0	0	0	0		
合 計						1	2	0	0	0	0	0		

(その6)

(6) その他の収入

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目				金 額								備 考	
1 経 常 経 費				十 億	百 万	千	円						
(1) 人 件 費													
(2) 光 熱 水 費						8	1	0	5	8			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						7	6	1	7	7	3		
(4) 事 務 所 費						9	5	9	2	1	9		
小 計					1	8	0	2	0	5	0		
2 政 治 活 動 費													
(1) 組 織 活 動 費						5	0	9	4	5	8		
(2) 選 挙 関 係 費													
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費						3	4	8	9	3	5		
(ア機関紙誌の発行事業費)													
(イ宣 伝 事 業 費)						3	4	8	9	3	5		
(ウ政治資金パーティー開催事業費)													
(エそ の 他 の 事 業 費)													
(4) 調 査 研 究 費							1	0	1	3	4		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金													
(6) そ の 他 の 経 費					1	0	0	7	6	0	0		
小 計					1	8	7	6	1	2	7		
合 計					3	6	7	8	1	7	7		

(その14).

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 光熱水費			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務 所の所在地）	備 考
		十	億		百	万		千		月			
こ の 頁 の 小 計													
そ の 他 の 支 出								8	1	0	5	8	
合 計								8	1	0	5	8	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備 考
	十	百	千	万	円								
マイクロソフト、名刺管理ソフト購入費			2	8	5	0	0		25-1-7	ヨドバシカメラ 梅田店	大阪市北区大塚町 1-1		
ノボリ等、食器棚等購入費			1	1	5	5	4		25-1-12	ダイキ(株)	愛媛県松山市美沢 1-9-1	7月27日払い	
ビデオカメラ、スロッド等購入費			3	4	9	4	2		25-1-17	(株)ビックカメラ 茨城本店	東京都茨城県茨城 1-24-12		
ノートパソコン、事務椅子等購入費			3	3	8	0	9		25-1-18	イーア 港北店	神奈川県横浜市中区新橋 折本町	201-1	
事務机、事務椅子等購入費			2	2	8	9	0		25-1-19	名史産業(株)	吹田市南吹田 3-3-20		
ビデオムービー 購入費			2	6	8	0	0		25-4-13	(株)エディオン	大阪市北区堂島 1-5-17		
事務机 購入費			2	6	8	0	0		25-4-18	(株)ニトリ	札幌市北区新琴似七条 1-2-39		
コピーカウンター料			2	2	7	4	2		25-5-2	(株)ジービーエス	東京都千代田区三富町 12-8		
コピーカウンター料			2	3	9	4	5		25-6-11	ニ	ニ		
ワイヤレスデホン 購入費			5	7	8	5	5		25-6-21	(有)南豆無線電機	静岡県下田市東本郷 2-1-5		
地図 購入費			3	3	1	8	0		25-6-21	(株)ゼンリン	福岡県北九州市小倉北区室町 1-1-1		
書類棚 購入費			1	7	0	0	0		25-6-29	なんでも量中	豊中市原田元町 3-14-18		
デジタルカメラ 購入費			1	5	5	1	6		25-8-5	(株)エディオン	前掲		
自転車 購入費			2	8	8	0	0		25-9-30	おくらびとダイワ	豊中市本町 3-1-34		
コピーカウンター料			7	3	0	8	0		25-11-29	三晃商会	豊中市北条町 4-11-9		
この頁の小計			4	5	7	4	1	3					
その他の支出													
合 計													

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務 所の所在地）	備考
コピー機・料					26	586	25.12.25	三晃商会	前掲	
ニ					12	957	25.7.4	ニ	前掲	
この頁の小計					39	543				
その他の支出					26	4817				
合 計					76	1773				

(その14) /

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費				
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務 所の所在地）	備 考	
事務所家賃			十億			百万	千	円		25.1.7	高山土地(株)	大阪府豊中市本町1-5-10		
ニ							7	8	7	5	0	25.1.31	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.2.28	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.4.1	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.6.3	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.6.3	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.7.1	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.8.1	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.8.27	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.9.30	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.10.31	ニ	ニ
ニ							7	8	7	5	0	25.11.29	ニ	ニ
政治資金監査費用							1	4	2	1	9	25.8.19	川崎玉樹税理士事務所	大阪府住吉区我孫子2-2-16
この頁の小計							9	5	9	2	1	9		
その他の支出												0		
合 計							9	5	9	2	1	9		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費		(組織対策費)	
支 出 の 目 的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備 考	
	十 億	百 万	千	百	十	百	十	百					
出張旅費					1	3	2	4	0	25.1.7	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木2-2-2	
ニ					1	3	2	4	0	25.1.12	東海旅客鉄道(株)	愛知県名古屋市市中村区名駅1-1-4	
名刺作成費					1	2	9	7	8	25.1.15	はんこ屋エムエー 豊中店	豊中市国上町4-3-1	
出張旅費					1	3	2	4	0	25.1.31	東日本旅客鉄道(株)	前掲	
ニ					1	3	2	4	0	25.2.17	西日本旅客鉄道(株)	大阪市北区芝田2-4-24	
ニ					1	3	2	4	0	25.3.30	東日本旅客鉄道(株)	前掲	
ニ					1	3	2	4	0	25.4.25	東海旅客鉄道(株)	ニ	
ニ					1	3	2	4	0	25.5.15	東日本旅客鉄道(株)	ニ	
ニ					1	3	2	4	0	25.5.26	東海旅客鉄道(株)	ニ	
ニ					1	3	2	4	0	25.5.28	東日本旅客鉄道(株)	ニ	
名刺作成費					5	2	5	0	0	25.6.11	(株)チバ商業印刷	豊中市楠澤町1-4-3	
ニ					1	4	1	7	5	25.7.11	ニ	ニ	
出張旅費					1	3	2	4	0	25.8.4	東海旅客鉄道(株)	前掲	
ニ					1	3	2	4	0	25.8.7	東日本旅客鉄道(株)	ニ	
ニ					1	4	1	7	5	25.9.30	(株)チバ商業印刷	豊中市楠澤町1-4-3	
この頁の小計					2	3	9	4	6	8			
その他の支出													
合 計													

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費		(組織対策費)	
支 出 の 目 的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備 考	
名刺作成費			十		百	千	万	円	25.9.30	望月正	千葉県成田市907号 総務科2区西原北2-9-15		
出張旅費						1	3	2	25.10.9	西日本旅客鉄道(株)	前掲		
ニ						1	3	2	25.10.13	東日本旅客鉄道(株)	ニ		
ニ						1	3	2	25.11.8	西日本旅客鉄道(株)	ニ		
ニ						1	3	2	25.11.11	東日本旅客鉄道(株)	ニ		
この頁の小計						7	6	9					
その他の支出						1	9	3					
合 計						5	0	9					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 宣伝事業費		(ポスター作成費等)				
支出の目的		金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考			
ポスター作成費				十億			百万	3	2	0	2	5	0	25.10.25	大阪屋通商(株)	APTEC3F 大阪市中央区西心斎橋2-11-19	
この頁の小計								3	2	0	2	5	0				
その他の支出													0				
合 計								3	2	0	2	5	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (ホームページ作成費等)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
ホームページ作成費			十		百	千	万			25.2.28	藤本 杏樹	池田市石橋 4-11-11	
この頁の小計						2	8	6	8	5			
その他の支出										0			
合 計						2	8	6	8	5			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 調査研究費 (書籍代等)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億		百万		千			円				
この頁の小計									0				
その他の支出						1	0	1	3	4			
合計						1	0	1	3	4			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 きの他の経費 (借入金返済)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
借入金返済			十		百万			千	円	5.7.1	木下智彦	東京都港区南青山1-17-10 家族院 米坂振倉 302号室	
この頁の小計					1	0	0	0	0	0			
その他の支出													
合 計					1	0	0	0	0	0			

(その15)

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 26 年 5 月 28 日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院大阪府第8選挙区支部

会計責任者の氏名 藤田 浩史



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

印)

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

日本維新の会衆議院

大阪府第8選挙区 支部

平成 26 年 5 月 20 日

代表 木下 智彦 殿

登録政治資金監査人 川崎 玉樹 

登録番号 第 2453 号

研修終了年月日 平成 21 年 7 月 17 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院大阪府第8選挙区支部の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院大阪府第8選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて、支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院大阪府第 8 選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、日本維新の会衆議院大阪府第 8 選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上